

第3回長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会

- 日 時：平成27年10月23日（金）午後2時～4時
- 場 所：長野市役所 第一庁舎8階 第二委員会室
- 出席者：委員10名、事務局 14名

1 開 会

2 松坂こども未来部長挨拶

第3回幼児期の教育・保育の在り方検討委員会、ご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

また、前回もたいへん皆様から貴重なご意見をいただきまして、この会議を開催する必要が本当にあったんだなということを改めて感じているところでございます。10月の20日から新しい保育の、28年度の申し込みが始まっておりまして、来月からは継続のご利用の皆様についても準備がスタートするという時期となってまいりました。

この指針でございますけれど、2ヵ年でということにはなっておりますけれども、一応今年中に基本的な形を整えまして、パブリックコメントという形で市民の皆様のご意見も伺うところまで進めさせていただけたら、ありがたいと思っています。

前回のお話をお聞きしますと、なかなか大事な部分でございまして皆様のご意見も様々に想いがありになることが分かりまして、一括りにはできないことがあるということを改めて学ばせていただいておりますので、時間もたいへん掛かるものということを感じているところでございます。このことを踏まえまして、今後の会の開催につきまして最後にお願いがございますので、よろしくお願いできればと思っております。本日の会議は、皆様からの様々なご意見を踏まえまして、前回お示した指針の骨格に肉付けをしたものを示させていただいております。教育・保育の内容に関わっていくものとなってまいりますので、子ども達の育ちにとってより良いものとなっていくために、引き続き皆様から多くのご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

3 議 事

（委員長）それでは、これから会議の進行を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例6条2項の規定に「附属機関は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とございますが、本日は10名の委員の皆さん全員ご出席ですので、会議が成立しておりますので、早速ですが、次第に従いまして入りたいと思います。

それでは長野市の幼児期の教育・保育の指針素案について、前回皆さんからいろいろと意見を出していただきまして、特に持ち越してきた内容として、「年代別に大切にしたい取組」ということで、事務局とも連絡を取り合っ、資料の1と2の二つの案が提出されてお

ますので、その内容の構成がどうなのかを、これから議論していきたいと思いますので、最初にその二つの資料について、事務局からポイント的なところをご説明いただいてから、皆さんで議論したいと思いますので、先に事務局からお願いいたします。

<事務局説明>

<質疑>

(委員長) ありがとうございます。前回のおさらいになると思いますが、委員の皆さんとお話をした中で、全体としての序章、1章、2章、3章、そういう大きな柱で進めていくというところは皆さんでほしい共通理解をいただいたかなというのが前回のところです。その中で特に「年代別に大切にしたい取組」のところを、年代区分のあるもの或いはないもの、どうしようかというところで両方のご意見が出されておりましたので、それに基づきこれまでの様々なご意見を含め、また特に、保育指針や幼稚園教育要領の中のキーワード的なものを少し入れながら、それぞれ年代区分があるものにした場合、ないものにした場合ということで、私の方も連絡取り合いながらご準備をしていただいた訳です。ですので、最初に年代区分のところをどうするかを、どちらかに決めることができれば決めて、あともう少し詳しい内容と進めていくのがベターと思っております。まず年代区分のところをどうするかに絞って、皆さんの率直なご意見出していただきたいと思います。或いは今の事務局の説明に対する質問でも結構ですので。年代区分ということに関わってくる中身ではあると思いますが、どうでしょうか。

(委員) 私は資料を頂いた時に、自分の印象とすれば資料2の方が伝わりやすいと感じたんです。と言いますのも、やはりここにある程度の年齢的な目安というのを入れるのも良いのかも知れないんですけども、必ずしもこういうふうに分かれる訳ではなくて、こちら辺のところ、読んだ人がどう解釈するのかということです。2歳までにこういうことができなければいけないとか、3、4歳ではこのくらいのことができなければいけないという誤解を招きやすいのではないのかというところがありまして、それだったらこの2のような感じの方が良いと思いました。

ただ、また後で議論していただければと思いますが、表題の付け方が「生きる力の基礎」と「学びの基礎」と分けてありますが、この文言でいいかなと疑問に思っています。「生きる力の基礎」と言ったらこの「学びの基礎」の内容も含まれるのではないかと、私は理解をしている。「生きる力の基礎」というのは、養護的側面のことですよね。それと「学びの基礎」というのが教育的側面とですので、それを両方併せて「生きる力の基礎」と私は理解をするんですが、そうするとこの文言の使い方が的確かどうか、というところで疑問に思っています。

(委員長) ありがとうございます。そんな形で結構ですので、異なるご意見も含めまし

で遠慮なく出していただきたいと思います。

要するに、実際にこういう指針というのを、どういうふうにそれを読む方が理解をしていただくかということも含めながらのご意見だったかと思います。どうでしょうか。

(委員) 私も感覚的な感じですけど、年齢をこう書いてあることは具体的にイメージはしやすい。或いは前回も話がありましたが、ある程度の基礎知識をお持ちの皆さんでしたら、こういう点を注意しながら見なければいけないということはありますが、やはり幼児期の発達の色々な領域の凸凹みたいなものは非常に個人差が激しいところであって、その読み方によると、これは、大きな括りの前の前提のところとして、家庭と共に取り組みたいこと、もっとストレートに言うと、お父さんやお母さんやご家族に向けての話ということになると、数字というのは一人歩きますので、正面から受け止めて色々考えていくと、ちょっとうちの子はみたいなことになりかねない。

そういう意味では、馴染み易さとしては数字があると分かりやすいけど、ちょっと誤解を招きやすいところを、どのようにバランスを取っていくのかということを考えていかなければいけない。

あとはもう一つ、それはこの後の話になってくると思いますけど、先輩方のお話を聞くと、やはり社会状況、子育ての状況がだいぶ変わってきている。その中にお爺ちゃんお婆ちゃんや地域の方、色々な方々がいて子どもを見守って育てるという環境と、アパートやマンションの一室で対面で煮詰まっている関係。あまり開いていない。ある先生の言葉を借りると、日本そのものというか社会そのものが、子どもを育てる養育性が健全に育っていない社会構造というのが見えるのではないか。であるならば、これを使って今度は具体的にはこういうような育ちをしていくんだと、だからこういうように子どもを見守っていきましょう、或いは一緒に育てていきましょうと。

専門家の先生方の考え方も、人間は死ぬまで発達だと、獲得と喪失という事を繰り返して成長していくんだというようにどんどん変わってきているわけなんですけども、そういう視点からいうと、文言とそれを読まれた方々が、家庭の養育性というか、子どもを育てる力にどう訴えかけていくかという、その使い方とのバランスによって表現が変わってくるのかな、とそのように感じました。

(委員長) ありがとうございます。他にどうでしょうか。

(委員) 質問をまず最初にしますけど、資料2の2ページのところに、「学びの基礎を育むために」これ4つ丸がありますよね、4項目。資料1の11ページのところには3項目しかないんですけど、この3歳以上児のところ一つ丸を付けてもいいのですか。

(事務局) 申し訳ない、丸一つ付け忘れです。

(委員) 分かりました。

説明を聞いていて思ったんですけど、年齢で切るといのはかなりシビアだなと思っていますが、こういう切り方というのも一つの目安として分かり易いというのものもあるかなと思いますが、先ほど言ったみたいにちょっとシビア過ぎるといものもありまして、説明の中に例えば3歳未満児のところ、乳児期という言葉があった。3歳以上のところには幼児期というお話がありました。で3歳以上児、5、6歳以上のところは入学前期の、そういうお話がありましたけれど、そういう言葉に変えてはいけなんでしょうか。例えば0歳から2歳というよりも乳児期とした方がほんわりとしていていいのかなと思うのですが。

(委員長) 皆さんのご意見を聞いてみたい。個人的ですけど、乳児といった時の一般の人達がどういうイメージをするかもあると思います。乳児といった時に、赤ちゃんかなというイメージかも知れません。または、児童福祉法とかの中では、乳児期、幼児期と年齢区分がされていて、1歳未満という場合と、1歳以降からはもう幼児となっているんです。そこまで厳密にする必要があるのか、それとも今おっしゃったみたいに乳児期、幼児期、入学前とかでやるのがいいのか、もう少し議論があった方がいいと思います。委員の皆さんの色々な受け止め、実際にお父さんお母さん方と関わっていると思うので、もう少しご意見をいただきたい。

(委員) 年代区分ですけど、私は素案2の方が良いと思います。と申しますのは、お父さんお母さん方から見ると年齢が書いてあると非常に分かり易く便利なんです。しかし、それはあくまで、これが果たして平均値なのか分かりませんが、どうしても平均値と比べて我が子が少しでも早いと喜び、少しでも劣っていると悩むというようなこと。今、たぶんこういうものをぱっと出した時に、そういったことが予想されます。そういうふうになっている世の中ですから、これは私も皆さんの意見と同じで危険かなと思います。それと、例えば3歳未満児の「生きる力の基礎を育むために」というところの養護的側面ですけど、これはけっして0、1、2歳だけではない。養護的な側面は5歳6歳であっても、小学生であっても必要なことではありますので、それも二つ目の理由として挙げたいと思います。

で、先ほどの文言ですね。二つに分けて、文言をもうちょっと分かり易くというか、訴え易くするような方向で考えればいいのかなと思います。

(委員) 今の委員さんの意見と近いと思うんですが、やはり少し大きな幼児であっても養護の部分、スキンシップの部分というのはずっと大事なことでありますし、いわゆる「生きる力の基礎を育むために」という養護的な部分は本当に、幼児さんにも必要であるし、0歳や1歳の子どもの中でもその質とか量が僅かであっても「学び」という部分も必要か

など。やはり個人個人違うので、あまり年代区分はせずに2案のような形にした方が、大きい部分で取り込みやすいのではないかという感じがあります。

(委員) 私も2案に賛成です。というのは、書いてある通りに子どもを育てようと思うお母さん方が、核家族で、お爺ちゃんお婆ちゃんがいても聞けないし、実家が遠かったりすると、私達のところに相談に見えるんですけど、あそこにこう書いてあったけど、本当にそうした方がいいんでしょうかなんて。そのようなことから、あまり3歳未満児とか3歳以上、5、6歳、年齢を分けるのは、賛成できません。核家族で個々の子どもさんと親御さんで居る場合は、本当に鬱状態みたいな感じになっちゃうお母さんもあるんです。だから、あまり細かにこの年齢はこのくらいまで出来なきゃ駄目ですよというような素案だと、ちょっと不安が起きる可能性があります。

それから、「生きる力の基礎」と「学びの基礎」は分けずに取り組んでいく方がという意見です。

(委員) 私も2案でよろしいかと思ってはいたんですが。やはり「発育・発達に応じた重点項目」というところに「乳幼児期における個人差は十分考慮しながら」という文言も入っていますので、それ全体を指すと考えると、スキップは5、6歳の時でも、ご家庭での温かさとか、そういうことは本当に必要なところだと思いますので、0歳から2歳までに必要だということでは色々なところを書いてありますし、全体像としては大きな視点で、発育・発達に応じた大きな重点項目という、行政が考える大きな視点というものを打ち出していった方がよろしいかなと思いますので、2案でよろしいかなと思いました。

(委員) 私は本当は1案の方がいいのかなということを思っていました。幼稚園、保育園を見させていただく中で、乳幼児期の部屋、そして3歳の部屋、年中、年長、それを見させていただく時に明らかに大きな発達が、1年毎の発達があって、昨日もたまたま年長さんの授業を見させてもらったんですけど、年長さんの教室は本当に就学というものを意識しながらの授業をなさってくださいしていました。なので、そういう面からいうと1案の方が分かり易いかなと思ったんですが、専門的に関わってくださる方が、2案の方がとおっしゃっているのを聞いて、見識が足りないのかなと。

(副委員長) 個人的には資料1の方がはっきりしていていいのかなと思ったんですが、やはり色々ご意見を聞くと0から5歳6歳の幅広い範囲で指針を立てた方が、皆さんにとっても分かり易いのではないかということで、素案の2の方がよろしいかなと思います。

(委員長) 今、各委員の方々の意見を聞きながら私がイメージしたのは、2案のような考え方を基本にしながらも、それでもこういう時期には保護者の立場の方もちゃんと考えて

欲しいという、色々な課題もあると思うんです。

だから子どもが、例えばですけど、排泄の自立ということに向けて、周りの大人達が、ちょっと意識的に働きかけるということの目安的なことだとか、そういうのも、もしかしたら若いお母さん方にとっては必要性のある、個別の課題も色々あるのかなと思ったんです。ですので、2案を基調にしながら、そうはいつでもその補足的な資料みたいな形で、年齢別のこういうこともあるみたいな扱い方を持っていくのが、より良いのかなと聞いて思ったんです。

その補足的なものの説明の中で、例えば子どもが成長発達していくということは、年齢、月齢通りにずっと一直線に、右肩上がりに行くことではなく、ジグザグとしたり、失敗したりしながら、また個人差もあるし、一人の子どもでも出来るようになったと思ったら、また失敗したり、そうやって繰り返していくんだみたいな説明の、キーワード的なことも少し入れて、1案の要素も残すというのも有りなのかなと、皆さんのご意見を聞いていて思ったんです。

色々な研究調査がありますけど、例えば幼稚園くらいの子ども達も排泄の自立とかそういうのがもうかなり遅れているということも、結構課題になっていて、だからそれをご家庭の中で一生懸命させなくてはいけないという、そういうことではないんですけど。或いはまた、全然違った話になってしまうんですけど、前にも言ったみたいに0歳、1歳くらいの時から、デジタル的な育て方、スマホを見せて、極端に言えば子守りをさせてしまっているような現状があって、やはりそのくらいの時期はもう少し、思い切って子どもと遊んだり、親子で過ごしたり、色々な周りの自然に触れたりということが大事なんだということも、こちら側からの働きかけでは分かるような情報提供もあってもいいのかなと思ったので、今の各委員の皆さんの意見を聞いていると、だいたい2案のことにウェイトを置きながら、それぞれの中での、年齢的なところでの補足的な扱いが出来ないだろうかということイメージとして思ったんです。

もう少し今の点、あとちょっとだけ時間を取りますので、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(委員) 今の話の中で、やはり今の自分の子どもの年齢に対して、親がしてやらなければいけないことと、いわゆる早期教育の部分のバランスというのが、幼稚園教諭とか保育士だと、その辺は勉強してきて、今はどの辺を一番大事にして、この辺が90%こっちが10、こっちが半々というくらいは分かると思うんですけど、母親の場合はやはり、知育的な、早期教育とかに走りがちで、3歳児の子どもがおむつ取れてなくて入園というような状態というのは、そういうこともあるのかなと感じているので、年齢の区分は必要ないけど、目安としてというのは必要かなと感じました。保護者にとっては必要な部分かなと。そうでないとどうしても早期教育、知育重視の形に走ってしまいがちな、これを全体に見た場合ですね。養護の部分がやはり少なくなってしまうのかなという感じがしました。

(委員) 皆さんのご意見聞いていて、これが、パッと読んでくださいという場面と、保護者を相手にある程度の経験のある方が説明をしますという、その面ではだいぶ違うのではないかなど。これを1案であったとしても、ここにいる皆さんが保護者に力添えになるようなお話をしましょうということであれば、そんなに危険性はないのではないかなどは思います。ただ、書面でこういうことが審議されましたという形が出ていただけだと、一番前の行の個人差が十分あるということを配慮して見ていって下さいよというところは飛ばして、いきなり3歳児以上、うちは何歳かなみたいなことになってしまう、というところがちょっと懸念される。だから、使い方、書面にした時にその重きの置き方というところが出てくるのではないかなというところです。

それとはちょっと違うんですけど、今の知育の話です。早期知育することが幼児教育なんですか、それとも小学校に行く準備をするのがそれなんですか、いやいややはり幼児期には幼児期のやるべきこと、時間の過ごし方というか、育ちが在りますよね、というところがここに書かれているのかなと思うんです。

やはりその、乳幼児の時に豊かな体験をしていく、経験をしていく、積み重ねをしていくというところが、保護者の皆さんに上手く伝わっていく。それから色々な方々にも伝わっていく、それが地域でうまく連携が出来ていくというベースになる。或いはこれを、長野市としてそういう場で読んでみて、特に大学の先生方に教えていただきたいんですけど、色々なところで勉強していくと、乳幼児の先進国といわれるようなところは、家庭への教育、保護者への教育、これだけ核家族化が進んでいたり、個別化が進んでいたりする中で、子ども理解、幼児理解ということを積極的に支援していたり、教育していているんだと、そのようにシフトしてきているんだと、それが乳幼児の子どもの豊かな育ちを支える源泉になっているんだと、そこをうまく支援していかなければいけないんだと。そのように大きくパラダイム転換しているんだみたいな話をよく聞かせていただいくんですけど、その辺りの視点からも、どういう提示の仕方がよろしいのかというヒントがあるのか、教えていただければと思います。

(委員) 「生きる力の基礎」と「学びの基礎」ということなんですけど、例えば「学びの基礎」の中に「自我の確立や自意識の芽生え」というのがありますね。それを醸成をしていくということなんですけど、それだって「生きる力」なんだろうと。豊かに生きる力なんだろうと思うんです。ここでこういうふうに「生きる力」と「学びの基礎」という力を、一線を引いて違うもののようにして並べるとするのは、いいのかな。

学校では生きて羽ばたく力ってよく使います。学習をしたものが実際に自分の生活の中で、豊かにそれを活かしていけるような力をつけたいというような言葉の使い方があります。そういうことも含めて考えると「学びの基礎」も「生きる力の基礎」も、あまり線引きをして考える内容ではないのかなと思うんですけど。

(委員長) それを議論しましょう。その前の段階の第1案か第2案かというところは、おおよそ意見は出尽くしたかなという感じなので、一応2案を基調にしながら、あとどうやって1案の年齢的な目安を盛り込むかということで、もう一度、事務局とやり取りしながらそこを整理してみますが、その点はよろしいですか。

今の提起された「生きる力の基礎」と「学びの基礎」という辺り、これもすごく大事なことになるので、そのところをもうちょっと皆さんのご意見、出していただければいいかなと思います。委員、もうちょっとさっきのご意見、お願いします。

(委員) アの方が、これが養護的なところが書かれていまして、それでイの方が教育的なところですね。で、これが一体的に、養護と教育が一体的に展開されていくというのが保育の基本的な考え方かと思うんです。なので、分けられない、両方絡まって、それが絡み合いつつ「生きる力の基礎」というものになっていく。だから、私は「生きる力の基礎」の対比が「学びの基礎」というのは、まずいのではないかと思っているんです。「生きる力の基礎」の中に養護的側面、教育的側面を含めていかななくてはいけないと思うので。

(委員) その「生きる力」「学びの基礎」という文言が、違う表現にした方が良いかと思うんです。ちょっと構造的な問題を申し上げたいんですけど、ここでいう「生命を守り情緒の安定を図る」という部分は、それこそ子どもの土台というか、基礎なんです。その上に教育活動。情緒の安定をしていないところに教育活動しても、何の効果もない。情緒の安定ということは、将来的に人格とかそういったものに繋がると思いますので。だから親御さんから見て、情緒の安定というところに、もしお子さんになにかあった時に、まず帰ってみませんか、というような表現の仕方をすると分かり易いのかなと思っています。

(委員長) 全く別の用語という形で並べてしまうのはあまりよろしくないというのが皆さんのご意見かなと思います。そこを意識しながら、引き続き考えていくということでもよろしいですか。ちょっと曖昧な形になりますけれど。

先ほどのことも含めて、今の議論聞いていただいて、事務局で何か、感想でも結構ですけど、意見、あと説明することがあればお願いしたいのですが、大丈夫ですか。

(事務局) ご意見しっかり分かりましたので、案の2を中心とさせていただいて、でも尚且つ、前面に押し出すのではなく、その補足の関係で、例えばこういった目安での取り組みというような、その年齢につままして、発育・発達の中での取り組みというのを少し考えてみたいと思います。今の「生きる力」と「学び」の関係につまましては、本当に今、教育の関係ですと生きる力というのは一番大きな文言になっておりますので、当然、おっしゃられるように学び自身が生きる力の中に入るとするのは間違いないと思います。この

文面につきましては、もう一度考え直してみたいと思います。今（ア）と（イ）に別れておりますけど、もしかするとその（ア）、（イ）を無くして一括りで、若干時系列的に、まずこういう土台を作って、その先にとこのようなものを、少し図式でお示しできればいいかなとも思いますので、その辺りもう少し工夫をさせていただきたい。

（委員長）ではその辺は連絡を取り合いながら準備をさせていただきますので、もうちょっと今の議論が反映されるような形で持っていきたいと思っています。後半の方の話になってきますが、説明されてきた中身があるんですが、年齢区分のことだけではなく、1案2案の中の具体的な、前回「生活上の自立」「学びの自立」「精神的な自立」のところでの議論を踏まえた形で、具体的にそれぞれお出しいただいたわけです。それで、特にその中に表現されている中身、例えば興味・関心・意欲だとか好奇心・探究心だとか協同の態度だとか、そういうことは全部、指針とか幼稚園教育要領の中でも結構キーワード的な中身で書いてあるわけですけど、その3章の方に行く前に、皆さんの方で、年齢区分の問題はちょっと脇に置いておいて、今の前半説明いただいたことについてのご意見でも質問でもいいんですが、何かおありでしょうか。

また後になって戻っていただいても結構ですので、1案の11ページを見ていただいて、11ページの下の方に（3）ということで、「乳幼児期の教育・保育の基本方針」ということで非常に大きな括りとして、5つそこで示されております。色々な、どういう方針の柱を作るべきかということですけど、そのこのところについて、こういう括り方ということではよろしいかどうかということと、その辺での色々なご意見をいただきたいんですけど、ここは事務局に先に説明をいただいてからでいいですか。

<資料1の11ページ（3）以降について事務局より説明>

（委員長）ありがとうございます。12ページ辺りをまず見ていただきながら、指針全体がどういう体系のものを打ち出していくのかというのが、12ページの全体像みたいな感じだと思うんです。あと、13ページからそれぞれⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの全体的な、方針的なものの提起がそれぞれ10数行ずつあるわけですけど、どちらの順番からでも結構ですので、少しご意見、また、分かり難いといったことも含めて結構ですので、今まで色々なお立場の方がそれぞれ、今後どういうことを大事にすべきかということをお出しいただいたわけですけど、いよいよそれを実際上の方針という形で文章化していった時に、どうなのかということだと思うんです。ですので、この全体像についての12ページのところの意見でも結構ですし、第3章のそれぞれのところに対する意見でも結構ですので、ページをおっしゃっていただきながら、ご意見をいただければと思います。

意見を出しにくいかもしれませんので、私の方から、例えばここについてはどうですかみたいな形で聞いていきますので、前の議論を思い出しながら、やり易いかなと思われるところから話をしていきたいんですが。

14ページを見てもらって、真ん中から下の方に基本方針のⅡということで、幼・保・小の連携ということが書かれております。そこに就学前から小学校への円滑な接続、それぞれのところとの交流をどういうふうに進めていく必要があるのかということが具体的に書かれていますので、この辺から議論すれば各委員がそれぞれのお立場から共有できる部分、或いはちょっと違和感を感じる部分があれば、出していただければと思ったんですが。とりあえず14ページのⅡのところについて、ご意見を先にいただきたいと思います。

私の読んだ感じなんですけど、初回以降の色々な皆さんの現場のご意見ということのを、わりと整理してここに表現していただいているなという感想を持ちました。

それ以外、この連携関係のところ、もう少しこういう中身が入るべきだというようなご意見があればお聞きしたいと思いますが、どうですか。

特になさそうなので、このⅡの中身は大筋は良いのではないかとあってよろしいですか。

では、一応14ページの、まずⅡの10数行のところは、これで良いのではないかと。

で、ちょっとページを進んでいただいて、これも比較的議論し易いかなと思ったのは17ページの下の方。そこに家庭や地域、特に核家族化の問題とか、お爺ちゃんお婆ちゃんとの関わり、そういう問題が表現されていますので、そのところはどうか。

(委員) 家庭と地域の連携のところなんですけど、その項の、次の19ページにちょっと飛ぶんですけど、家庭と地域の中に「人権擁護の推進」が入ってきてますね。これの位置付けがはっきりしないと言いますか、人との関わりということで考えるならば、14ページのⅠ-3のところにもありますよね。それから、16ページのⅢ-2のところにも「特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実」、これもございます。何かちょっとダブっているような感じがするので、そこら辺整理をする必要があるかなと思います。

一番最初の13ページのところに戻ります。基本方針の中にも文章がありますけど、下から5行目のところに「幼児期の教育は環境を通して展開されます。」と書いてあります。この環境というのは、この文言からすると自然環境のことを述べているかなと思いますけど、幼児期の教育の中の環境というと、社会環境だとか人的環境というのも非常に大きな部分が入ってくる。それとの関係で先ほど言った、人との関わり表現だとか、特別な配慮の子ども、それからインクルーシブ保育の関係もここに関わってくるのかなと思いますので、ここの辺を整理していかないといけないのかなと思います。

(委員長) 今の基本方針のⅠのところ、環境を通して展開されるということで、今の委員

さんのご指摘は、それは必ずしも自然環境だけではなく、社会環境や人との関係、そういう人的環境も当然含む、要素を入れるというご意見だろうと思います。すごく大事なご指摘ではないかと思ったんですが、関連してご意見があればこのIの辺りのところをもう少し伺っておきたいんですが、いかがでしょうか。

(委員) この文章の流れからいくと幼児期から環境を通して展開される、その通りであるし、その次に自然環境が来てしまうと一つの環境でしかなくなってしまうという流れがあります。保育の、それから幼児期教育の指針も全てそうですけど、環境を通して行うんだという、その環境は人的な環境であり、社会的な環境であり、或いはもっと狭く言うとクラスルームの環境の整え方であったりだとか、安全の整え方であったりだとかいうことまで含めてありますので、系統教育とそういうところが違うところだと思うんです。なかなか分かりづらいところなんですけども、上手にそこを表現していただければなと思います。まずそれが一つと、一番最初の教育活動の推進という中で、やはり系統教育と違う、認知的な1、2、3、4だとか文字書きだとか、そういうその前の段階の、リテラシーに対してはプレリテラシーであるだろうし、運動に対しては0. いくつであるという言い方それぞれしていますが、そういう興味だとか意欲だとかいうような非認知の部分が、豊かに育っていくというところが幼児教育の、教育と言うべきかどうか、認定こども園の指針なんかは保育・教育と二つ必ず文言がついて、今使っている状況ですけど、なにかそういうような、例えば運動遊びのところも、出来た出来ないとかいう前に、やはり運動して何かちょっとでも楽しかった、できた。そうするとどうなるかという、自分に自信を持ってきて自己肯定感がそこで養われる。それが非常に具体的なんですね。運動の場合、非常に具体的である。具体的であるが故に、自分がやったことに対して自信を持っていく、明日も積極的になる、何事も対しても、友達関係であったりだとか、或いは食べるということに対しても、わりと分かりやすく自分に対して自分を肯定的に捉えて、納得をして、たくましくなっていくというところが見えます。意欲的に運動、活動することとか、意欲的にというよりは、結果として意欲が高まっていくという。それはぐるぐる回っていくんですけど、そんなような気がします。

(委員長) ありがとうございます。今、色々意見が出始めてきて良かったかなと思ったので、そういう各I、II、或いはそれぞれのところ、もう少し今のようなご意見、一つ一つ反映させていきたいと思いますので、どこからでも結構ですのでお願いいたします。

(委員) 今の環境を通してというところなんですけど、「乳幼児期の教育は環境を通して展開されます」というのが、こういうことに携わっている人にとってはイメージもし易いし、これが当たり前になってしまうかもしれないんですけども、おそらく、こういうところに触れていない人というのは、環境を通してというのはどういう意味か全く分からないの

ではないかと思うんです。ですので、こういう言葉をどのように普通の親御さん達に理解してもらおうかというのが非常に難しく、例えば人であったり物であったり自然であったり社会的事象であったり、とにかく子ども達の周りにあるものに、子ども達が自分から関わることによって心身が育っていくんです、というような、こういう保育用語を使わずに、一般的な言葉で書いていった方がいいのではないかと思います。

(委員長) ありがとうございます。そうですね、季節感を子どもが感じるだとか、家族や祖父母との関わり合いとか、そういうも触れながら、もうちょっと全体として分かり易さ、というご意見だったと思います。他の委員さん、どうですか。

あと16ページ辺りはどんな感じですか。障害のある子どもの問題、それへの対応ということ。これは保育、幼稚園、学校或いは地域、全て含めての課題かなとは思いますが。

(委員) 先の発言の続きですけど、例えば障害のある子といった時に、19ページのところにインクルーシブ保育とあるんですけど、おそらくこの意味が分からないと思われます。14ページのアプローチカリキュラムというのも分からないと思います。

(委員長) 他にどうでしょうか。

そうしたら、やはり一つ一つやっていきます。

第3章の13ページを見ていただいて、先ほど環境のところはもう少し分かり易く、市民の方が環境を通して展開されるというのはどういうことなのかということ、工夫をするということだろうと思います。

で、その上の方の文章全般について、もうちょっと分かり難いところとかないかということと、13ページの下の方の四角の中、現状、課題、それから目指す内容ということでまとめていただいてあります。特に現状や課題について、それぞれのお立場の中で、こういう認識でよろしいかどうかというところでお考えいただければいいかなと思うんです。

(委員) 「取組の方向性」という四角の中なんですけど、現状というところと、課題、目指す内容というところを、信州型自然保育の認定という言葉が、ちょっとしっくり分からなくて、それではなく、その下にある・を先に持ってきて、それで認定の保育というところを出してくると、何かこういうことをやっていて、それが信州型自然保育なのかなというところになるんですけど、それでよろしいのかどうか。

(委員) そうかもしれないですね。課題の順番を入れ替えるだけでも、なにかこうスツと頭に入ると言いますか、こういう課題はある。それでも努力してないわけではなくて、今

現状こういうことやっているよ。さらに一歩進めると、もう少し目指していきたいのはこうだよねみたいな。

今何もやっていないわけではないし、これだけ努力しているんだという。それは行政も現場も皆さん努力されているんだから、それの方が良いのではないかな。

(委員) 目指す内容のところもそうですよね。信州型自然保育認定というところを先に出すよりは、その「地域の自然を活用した体験活動を」という、ある意味説明みたいなものが入っているように思うので、それが、すごく分かり易いかもしれない。

(委員) 順番入れ替えるだけで分かり易いかもしれない。

(委員長) 分かりました。他のところにも全部関連することではあります。他にはどうでしょうか。

先ほどありましたように、特に運動や体育のところでは、やはり子ども達が楽しく取り組むとか、そういうようなところが浮き彫りになるようなという、たぶんそういうことでご指摘いただいたんだろうと思いますので、そこらもちょっとどうにかと思いながら。

あと14ページの方はどんな感じでしょうか。Ⅱは先ほど、幼・保・小の連携の現状や課題、委員さんの方からアプローチカリキュラムという言葉の問題は出されております。

この辺の、幼・保・小の連携の辺りの現状認識という点では、どうなんでしょうか。だいたいこういう感じでしょうか、連携の課題というのは。

(副委員長) ここ2年ほど前から幼・保・小の連携というのは大変重要視されてきておりまして、専門的な方だとアプローチカリキュラム、それから15ページのスタートカリキュラムというのは分かるかと思うんですけど、アプローチというのは幼稚園側から小学校、スタートカリキュラムというのは小学校の方から、それよりも前から言われている小1プログラム、そういう言葉の方が分かり易いのではないかな。そういうことを受けてアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムということが始まってきていると思います。

(委員) それに関連して、おそらく資料編の用語解説にそういう言葉が入ってくるのではないかと思うのですが、確かにアプローチとかスタートカリキュラムというのは分かりづらいだろうし、15ページの「3つの観」と「幼保と小をめぐる壁」というのも分からないでしょうから、そういうところは用語解説に入れていただければと思います。

それで、こここのところに関わってきた立場からすると、たいへんよく書かれている内容だなと。今やっていることの現状と、それから課題と、ここは上手くまとめていただいているなと思います。例えば取組の方向のⅡ-2のところですね、「幼稚園・保育所・認定こ

ども園の連携推進」と書いてありますけど、幼・保・小の連携という場を設けた時に、小学校は幼稚園や保育園のやっていることについて、学ぶ場なんだと思ったんです。本当に幼稚園や保育園や認定こども園さんの活動というのは素晴らしくて、小学校の教員から見ると、温かさとか、それからさっき出ていた環境の設定の素晴らしさとか、小学校の側では学ぶことが大きい。そういうものが連携だと思っていたんですが、実はやってみたら、それはもちろんあるんですけど、幼稚園や保育園や認定こども園さん、お互いのをあまりに知らなかったというのが、意外なものが聞けて、ああそうなのかということを感じさせていただいています。

それで、今の季節でしたら昨日はハロウィンに関係した保育園の、見せてもらったんですけど、ちょうど一年前は幼稚園がやはりハロウィンをやっていて、今の題材としてはハロウィンは魅力のあるものなんだな、そういう意味では、方針は違うんだろうけど、やはりお互いに何か交換し合って、みたいなものがあるんだろうなみたいなことを感じています。

(委員長) ありがとうございます。今、委員のお立場から、連携ということでお話がありました。他にどうでしょうか。

(委員) わりと長野市はここは重点的にやってきているところだし、進んできたところで。この流れの中で、こういう形でまとめてもらっていけばいいのではないかと思います。ちょっと面白い話が、このあいだ運動会に園児が、呼ばれて行きますね、来賓として。そうしたら朝、僕はあんなに恥ずかしい思いをするなら嫌だ、と言うんですよ。どうしたのと聞いたら、いつも2歳児さんが紐に引っ張られてるでしょ、皆の前であの紐に繋がって出てこいって言われたんですよ。子どもなりに傷ついたりですね。それは運動会で皆いて、初めての子ども達ばかりだったから、しょうがないんだよって。園にいて年長さんだと、もう年長さんなんだからというんですね。小学校行くと、まだ一年生なんだからという、有名な話がありますけど。そんなこともまた先生と冗談話で、ああそうだったのとか言えるような関係になってきたなというような気はします。

(委員長) ありがとうございます。では、細かいところはまた色々あるかもしれませんが、Ⅱのところも現状や大事なところを押さえてまとめているという理解でよろしいですか。

(委員) 書かれている内容はとても分かり易くて的確だなと思っています。で、これを読むのが一般の方達ですので、もうちょっと柔らかい表現が良いのかなと思うところがあって、例えば「個々の子どもに関する情報共有については」というのがあります。で「資料が送付される」というのは、非常に行政的な文言だなと思って、なんとなくこれ、何が書かれているの？情報とかいうのにピリピリしそうな雰囲気があるんですけど。お子さん

が安心して小学校の生活が始められるように、それまでの育ちの様子を学校に知らせるといことですよ。なにかそんなような、柔らかい表現に出来ないかと思うんです。内容的には良いと思うんですけど、言葉を少し柔らかく、お願いします。

(委員長) はい、大事なことだと思います。

(委員) 「3つの観」と「幼保と小をめぐる壁」というのは分かりますかね、読む人は。

(委員長) その辺りも含めてもう少し工夫をするということで。では16ページのⅢの辺りのところですね。この辺はどうでしょうか。

特に16ページの辺りでお考えいただきたいのが、実際に障害を抱えている子どもさんを育てていらっしゃるとか、或いは健診などで指摘された経験があるとか、そういうご両親の立場に立って考えた時に、どうなのかということも結構大事なことかなと思うんです。保育園、幼稚園、こども園、それぞれで、実践の中ではこういう対応だと思うんですけど。おそらくそれぞれ各園の中で、そういう課題を抱えられた子どもさんと出会った時に、色々とお苦勞をされている方もいっぱいおありだろうと思うんです。関係機関の連携とか。そのこの辺りの現状とか、もっとこういう視点があるのではないかと、もう少しご意見をいただいた方が良くかなと思うんですが、どうでしょうか。

(委員) 特別に配慮が必要な子どもへの支援というところで、現場の課題として、色々自分のお子さんに対してこういうところは心配だと積極的に園に相談して下さったり、色々な機関に行ってくださいっている方も最近多いですけど、あまりにも心配しなさ過ぎる方に対して、どうそれを訴えかけていくかがすごく課題なんです。早めに、年長とかだと遅いんですね、年少、年中くらいで、この子はこういうところが配慮が必要だということ、親御さんがまず、きちんと何らかの形で気付いて、それをまた我々と共有して、それで医療機関や関係機関の方々と一緒に考えていけるようなものが必要だなと。そういう成功事例もあるんですけど、もうちょっと考えてあげたいと思う子が、多く居るんですね。もう一つここに加えていただきたいのが、幼・保・小連携の事です。そういう良い形で小学校へ、情報と共に、この子はこういうところが配慮が必要ですからお願いします、というような文言を入れていただくとありがたいなと思います。

(委員長) ありがとうございます。今、委員さんおっしゃった、色々課題を持っている子の繋ぎとかそういう点ではどんな感じでしょうか、現状とか。

(委員) 本当に幼・保・小の連携が進んできたところで、情報はいただいているものと思

っております。

今、障害の「害」というのは平仮名にしないで漢字ですか。学校なんかは平仮名にし始めていますが。

(委員長) 事務局で、行政で何か考え方みたいなのがありますか。

(事務局) 障害の表記につきましては、おっしゃるように平仮名の場合と漢字の場合とあるんですけど、私どもは今、障害福祉を担当しております組織もまだ、漢字の障害福祉課。だいたい行政文書の中で、長野市の場合はまだ障害は「害」のままです。

基本的には、法律の中ではまだ障害というのは漢字で書かれておりまして、長野県なんかは法律的なものは漢字で、一般的には平仮名というような方針をやっているんですけど、長野市といたしましては、基本的には、現時点では全て、一般的なものを含めて漢字で表記をしているところが現状でございます。

障害者団体等色々なご意見を聞く中で、今のところ特に平仮名にする必要は、現時点では生じていないというのが現状でございます、漢字で表記しているのが現状です。

(委員長) ご意見の中でそういうことが出されているということ、一つは確認しておくことと、今後どういうふうに表現上のことをまとめていくか、もう少し検討させてもらいたいということで、よろしいですか。

他に16ページの辺りのことで、何かございますか。

では、特になければ、17ページの家庭・地域との連携辺り、或いはその16ページの続きですが、特別な配慮の問題だけではなく、防災・防犯対策とか、交通安全対策、そういうことも整理をさせていただいているので、そこに戻っても構いませんので、17ページ辺りまでのところでご意見をいただければと思います。

特に17ページ辺りは、幼稚園や保育所ということから、もう少し広域の色々な課題だと思うんですが、どうでしょうか。この市内のそうした、家族の状況、地域社会の変化とか、そういう中で、どういう謳い方をしていくか。ここ結構大事なところだと思うんですが。

(委員) 今、家庭・地域の連携ということでお母さん方、お父さん方、色々な行事に参加したいということで、色々行事を行いますと、だいぶ参加していただいて、伝統芸能、そういう昔の伝統の行事をやりたいということで、相撲大会とかどんど焼きとか、そういうものにすごく興味を持って来てくださいます、だいぶ参加していただきます。ただ、食育の関係ではアレルギーを持ったお子さんがいっぱい居るので、万一のことがあればいけ

ませんので、必ずその症状を見て作るんですけど、昔ながらの胡麻とかそういうものを使った料理はいいんですけど、卵とか牛乳、色々なアレルギーのお子さん達、必ず居ます。他の園も、どういうふうに給食してるか分かりませんが、地域では、そういう意味では食も提供する場面を作るんですけど、ちょっと難しい場面もすごくあります。伝統芸能とか伝統行事というのはすごく、地域ではお子さんを受け入れて、子どもさんも喜んでいるから、基本は家庭ですというところは良いと思います。

(委員長) ありがとうございます。その地域の中の色々な子ども達の行事の問題と、食事とアレルギー関係の課題もお話いただいたので、その辺りで何かございますか。

(委員) 18ページの現状のところメディアに関する現状が書かれております。それで本当に今このことは大きくて、家庭で顔と顔を見合わせながら話をする、それがたいへん重要だみたいな事を、課題として感じているんですが、そこまでは課題のところになんか書かなくても大丈夫かなと。

(委員) 親御さんが意識することは大事だと思います。なので、入れておいたほうがいいと思います。もうかなり問題になっています、現場でも。そういった意識が必要ではないかなと思います。

(委員長) ちなみに例えば問題になっているということ、もう少し言うとうつなぐということになりますか。

(委員) やはり子どもが結構メディアに時間を取られているものから、そうすると家庭で顔を見合わせながら話す時間がその分減っているというのが見られます。

(委員長) 就学前の施設や小さい子ども達の環境の中でもそういう問題が、地域の状況の差はあるかもしれないけど、だんだん広がってきていることは確かです。他にどうでしょうか、17ページ18ページ辺り。よろしいですか。

またあつたら戻っても構いませんが、19ページ20ページ辺りのところで、今日はこれまでほとんど話題にはならなかったところですけど、職員、乳幼児期の子どもと関わる職員の資質の向上や力量という問題、或いは研修等の課題だと思います。この辺の現状、これからの課題といったことも含めて、何かご意見があればお出しただければと思います。

それでは、もう一回12にページ戻っていただいて、そこに全体の、11ページの終わりから12ページのところに全体の体系といったことが整理をされておりますが、全体とし

て、もちろん文章上の分かり難いところをなるべく一般の方々が捉え易いような表現に変えていくということも、共通の点で努力しなければいけないと思うんですが、全体の柱というか、体系というんですか、そこら辺りで、基本的な指針、視点とか、それから方針の、ここを出している5つの点辺りのところ、そこら辺り結構大事なところかなと思うんですが、ご意見あればいただきたいと思います。どうでしょうか。

現段階ではよろしいですか。まだちょっと確認していただく機会もあると思いますので、またお気付きの事あれば、また次回も含めてお願いをしたいと思います。

非常に色々な角度からご意見をいただきましたので、用語の問題とか書き方の問題含めまして、また事務局とも連絡取り合いながら、次回以降もお力添えいただきたいと思います。次第に戻っていただいて、その他のところで事務局の方から説明があればお願いします。

4 その他

(事務局) ご議論ありがとうございました。それではその他の関係で、今後の日程につきまして、委員の皆様にご相談、お願いがございますので、資料を配らせていただきます。
<資料3 配布、説明>

(委員長) それでは一つは当初の予定をもう1回会合を増やすということについて、ご理解いただけるかどうかということですが、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。では、もう1回回数を増やすということで、今後、各委員の皆様お忙しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。
それではあとその他、次回のことだと思いますけどお願いします。

(事務局) ありがとうございます。それでは11月26日(木)2時から開催をしたいのですが、いかがでしょうか。
ありがとうございます。それでは、長野市教育センターというのが鶴賀にございます。そちらの別館の会議室において開催をします。申し訳ございませんがそちらの方へお越しいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

5 閉会

(委員長) 次回は会場等が変更になるということですので、よろしくお願ひをしたいと思います。また細かなこと、なにかありましたらお聞きいただければと思います。
今日予定されていた議事、色々ご意見をいただけたと思いますので、また皆様のご意見を反映させながら、次の会議へ向けていきたいと思います。
それでは以上で第3回の在り方検討委員会、終了します。どうもご苦勞様でした。